

## 十勝地域公共交通調査等委託業務企画提案指示書

### 1 委託業務名

十勝地域公共交通調査等委託業務

### 2 業務の目的

十勝管内の地域住民が買い物、通院や通学などの日常生活で使う地域交通及び十勝地域外からの観光客や移住希望者に向けて、空港や駅などの交通結節点からの地域内の主要観光地や移住関連施設を結ぶ地域交通を、利用者目線でより使い易くするとともに、観光客等の行動履歴に基づいた各種交通モードを組み合わせた新たな旅行商品を造成・実証することや、観光や移住の関連情報を一体的に発信することで、地域の魅力を向上させ、域内外の交流人口の拡大を図ることを目的とする。

### 3 業務の内容

以下項目を原則とするが、具体的内容や手法については、十勝地域公共交通活性化協議会の意向を踏まえたものとする。

#### (1) 地域住民向けのワークショップの実施

生活交通サービスの改善に対する地域住民の意見等を把握するため、地域住民向けのワークショップを開催すること。ここでワークショップは以下の(ア)～(エ)を踏まえて行うこと。

##### (ア) 開催地域・回数

ワークショップは、生活交通サービスの改善に対する意見等を把握するため、移動ニーズや利用交通機関・路線が異なると考えられる地域別に各1回以上開催すること。

##### (イ) 対象とする参加者

ワークショップは、生活交通サービスの改善に対する意見等を把握するため、利用者及び潜在的利用者の意見収集が可能と見込まれる住民等に対し、地域バランスを考慮した上で募集し実施すること。

##### (ウ) テーマ

ワークショップで聞き取る意見は、主に広域移動に関するものとし、それらの意見等を把握可能な方法・進め方で実施すること。

##### (エ) 実施方法・実施時期

実施方法は、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止の観点を踏まえて実施すること。また実施時期についても、上記感染状況等を踏まえるとともに、(4)の検討における協議会への報告時期を踏まえて設定すること。

#### (2) 相互情報共有 SNS サイトの作成と運営

地域住民や旅行者等のニーズを速やかに把握し、反映するための相互情報共有 SNS サイトの仕組み及びその運営体制を検討すること。ここで検討は以下の(ア)～(ウ)を踏まえて実施すること。

(ア) 相互情報共有 SNS サイトの構築

地域住民や旅行者等のニーズを収集し、また地域交通の情報を発信する双方向の情報共有を行う上で適切な SNS を選定し、ページ (アカウント) を構築すること。ここで、ページ構築においては、新規ページ構築に限らないこととする (交通事業者等の既存 SNS を選定し活用するなど)。

(イ) サービス評価やニーズ収集の仕組み導入

地域住民や旅行者等からのサービス評価やニーズ収集を行うための仕組みを検討し、SNS ページの機能として組み入れること。

(ウ) 運営体制の検討

令和 6 年度以降 (3 か年事業終了後) の当該 SNS の継続的運用に向けて、当該 SNS の運営体制の在り方や運営者を検討すること。

(3) 衛生環境を維持確保する仕組みの検討

新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下での安心・安全なサービス提供や、サービス提供における効率化・合理化・利用拡大に向けて、地域交通サービスの非接触化等を通じた衛生環境の維持確保に資する仕組みを検討すること。ここで検討は以下の (ア) ~ (エ) を踏まえて実施すること。

(ア) 車内環境改善に関する仕組み検討

混雑度の見える化や二酸化炭素アラート情報提供など、感染症対策の観点から利用者の安心感を高める仕組みに関する情報収集を行い、実装可否に関する検討を行う。

(イ) キャッシュレス決済に関する仕組み検討

バスや JR 車内での決済や各販売所等でのチケット購入時のキャッシュレス化など、サービス提供における効率化・合理化・利用拡大に向けた仕組みに関する情報収集を行い、実装可否に関する検討を行う。

(ウ) デジタルチケット販売に関する仕組み検討

複数の交通モードが連携したチケットや交通モードと観光施設等が連携したチケットのデジタル化、および WEB 等での一体的な情報提供・プロモーション等の仕組みに関する情報収集を行い、実装可否に関する検討を行う。

(エ) 今後の実証・実装に向けた検討

地域交通サービスの非接触化に向けた仕組みについて、今後の実証及び実装に向けて、上記 (ア) ~ (ウ) の検討を踏まえて計画を検討する。

(4) 住民ニーズを踏まえた生活交通サービスの検討

生活交通サービスの改善に向けて、住民ニーズ等を踏まえ、協議会において改善策を検討する PDCA サイクルの仕組みを検討すること。

(5) 観光・移住のコンテンツデータを活用したプロモーションの実施

観光施設や移住関連施設等の情報と地域交通サービスの情報を一体的に提供可能な仕組みを検討し、情報発信を行うこと。ここでの情報発信においては、以下の (ア) ~ (ウ) を踏まえて実施すること。

(ア) 連携するコンテンツの選定

十勝管内への旅行者や移住希望者のニーズを踏まえて地域交通サービスの情報と連携する施設等（WEBサイト等）を選定すること。

(イ) 地域交通サービスの情報整理

観光施設や移住関連施設等へのアクセスに必要な地域交通サービスの情報を整理し、情報連携の基礎データとしてとりまとめること。

(ウ) 情報発信の実施及び実施体制の構築

観光施設や移住関連施設等の情報と地域交通サービスの一体的な情報発信を実施すること。また、令和6年度以降（3か年事業終了後）も継続可能な当該情報発信の実施体制を検討すること。

(6) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の実証事業

十勝管内の各種交通モードが連携した交通旅行商品の組成・プロモーション・販売の実証事業を行うこと。ここで実証事業の実施においては以下の（ア）～（オ）を踏まえて実施すること。

(ア) 交通旅行商品実証ワーキングの開催

実証事業は令和3年度に十勝地域公共交通調査等委託業務にて設置・開催した「交通旅行商品検討ワーキング」の検討内容を踏まえるとともに、今年度、「交通旅行商品実証ワーキング」を設置・開催し、構成員との協議の下で商品内容や実施方法等を検討すること。ここで今年度の同ワーキングの開催回数は3回程度とする。

(イ) 交通旅行商品の組成

組成する交通旅行商品は、対象地域を十勝管内とし、2つ以上の交通モードが連携するものまたは交通モードと観光施設等が連携するものとする。

(ウ) 販売時期の選定

販売時期は、夏秋期と冬期の2期実施を計画すること。ただし観光ニーズ等を踏まえて各シーズンで異なる旅行商品となっても差し支えない。

(エ) プロモーションの実施

プロモーションは組成する各交通旅行商品のターゲットや利用シーンを想定して適切な手法を検討し実施すること

(オ) 次年度以降に向けた検証・検討

実証事業の結果については十分な検証や課題整理を行い、次年度以降の取組継続に向けたノウハウを整理すること。また令和6年度以降（3か年事業終了後）の実施体制についても検討すること。

(7) 報告書の作成

本事業の実施内容・結果について報告書を取りまとめること。なお報告書は、紙媒体（A4版）で5部、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で50部とする。

4 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、令和3年度に十勝地域公共交通活性化協議会が実施した「十

勝地域公共交通調査等委託業務」の成果を活用すること。

- ・また、本事業の企画に当たっては、「新北海道スタイル」を踏まえた内容かつ、新型コロナウイルス感染症対策と利用促進の両立に留意すること。
- ・本事業終了後、公的な支援等がなくても事業やサービスが継続できることを想定した仕組みを構築すること。
- ・本事業は国の「地方創生推進交付金」を活用することから、当該補助金交付要綱を遵守すること。
- ・その他、本事業の目的を達成する上で必要となる追加事項等があれば提案を行うこと。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月10日（金）まで

## 6 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

19,750千円

## 7 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、十勝地域公共交通活性化協議会と受託者が協議して決定する。

## 8 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「十勝地域公共交通調査等委託業務企画提案書作成要領」に基づきA4版縦長で作成し、必要部数を提出すること。

## 9 提出期限

令和4年（2022年）5月9日（月）15:00（必着）

## 10 提出場所

事務局：北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（担当：片桐、山田）

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

電話 0155-66-9043

## 11 その他

- （1）企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （2）企画提案書の採否は、文書で通知する。
- （3）期限までに企画提案書の提案がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす
- （4）審査に当たっては、企画提案者は匿名とし、別に支持する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。